

4.地域包括支援センターランチ及び 地域福祉コーディネーター選定について



加賀市健康福祉部長寿課

平成 27 年 6 月 25 日

地域包括ケアシステムのために必要なこと

1. 地域包括支援センターブランチの設置

- ①早めの出会いと身近で相談しやすい拠点
⇒地域で身近な相談体制やすぐに駆けつけられる体制
- ②どんな状態になっても地域で暮らし続けられる体制
⇒介護サービス利用有無にかかわらず「柔軟性」「緊急時対応」「訪問機能の充実」が必要



地域包括支援センターブランチの設置 (既存の地区組織活動と連動した展開)

ブランチの主たる業務

○地域の身近な窓口として基幹型地域包括支援センター(直営)につなぐこと

【事業内容】 地区の高齢者の個別相談窓口、支援、個別の初期相談
個別の地域ケア会議等

【機能】 24時間365日の対応、必要時の訪問、緊急宿泊対応可能

2. 地域福祉コーディネーターの設置

③地域での住民主体の生活支援の体制構築

⇒介護問題を地域住民が自身のこととしても捉えられるような、地域全体で支える仕組み、機会の創出(高齢者の社会参加できる人はたくさんいる)



●平成26年度 モデル事業の実践(3事業所)

受託者の加賀市介護サービス事業者協議会により3事業所を選定

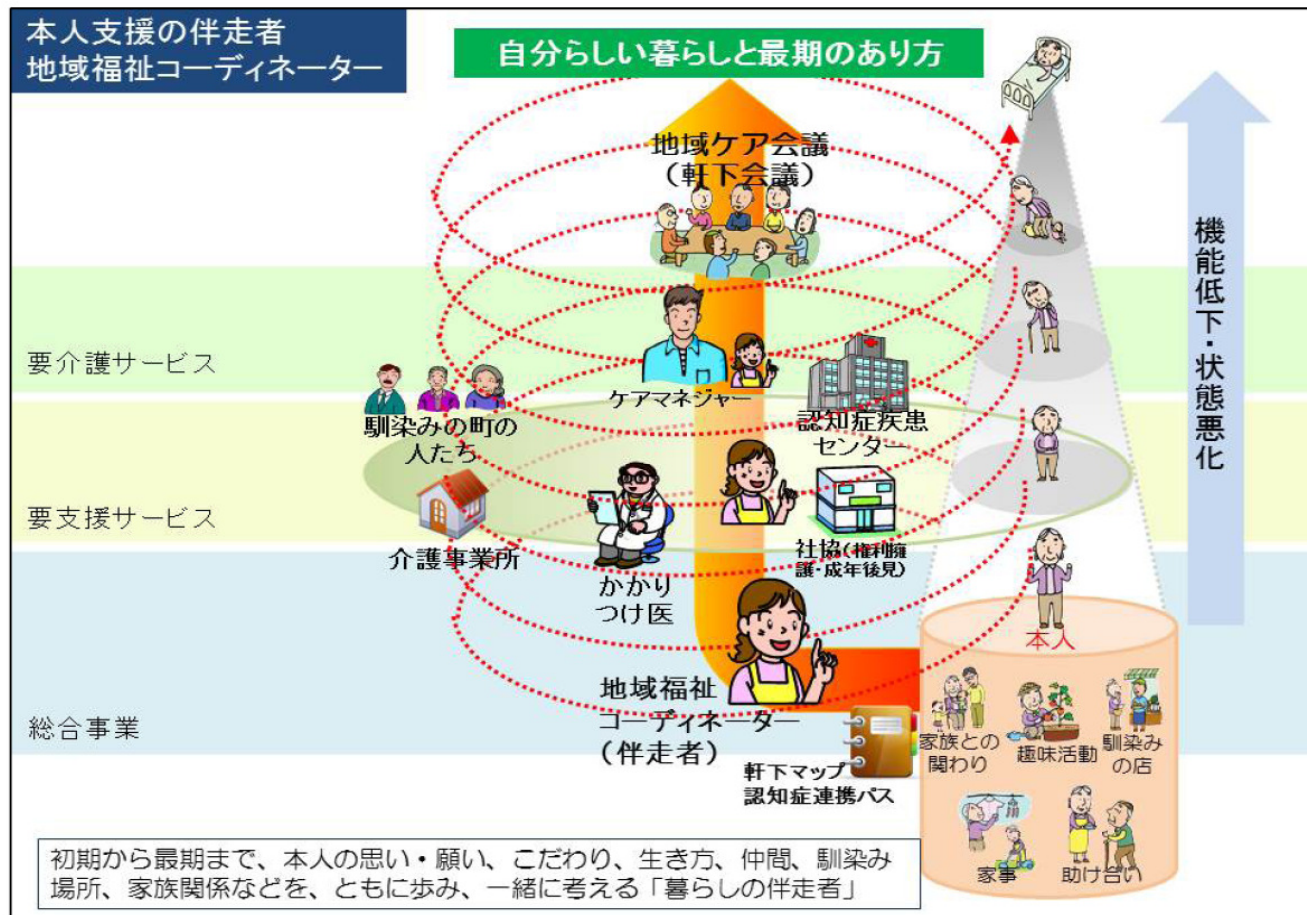
- | | |
|------------------|-------|
| ・動橋ひまわりの家 | 動橋圏域 |
| ・小規模多機能ホームいらっせ湖城 | 片山津圏域 |
| ・小規模多機能ホームはしたて | 橋立圏域 |

地域福祉コーディネーターの主たる活動内容

○友人、ご近所、世話焼さん、地域団体等の担い手とのコーディネート
や個の支援を続けることで地域づくりに繋げること

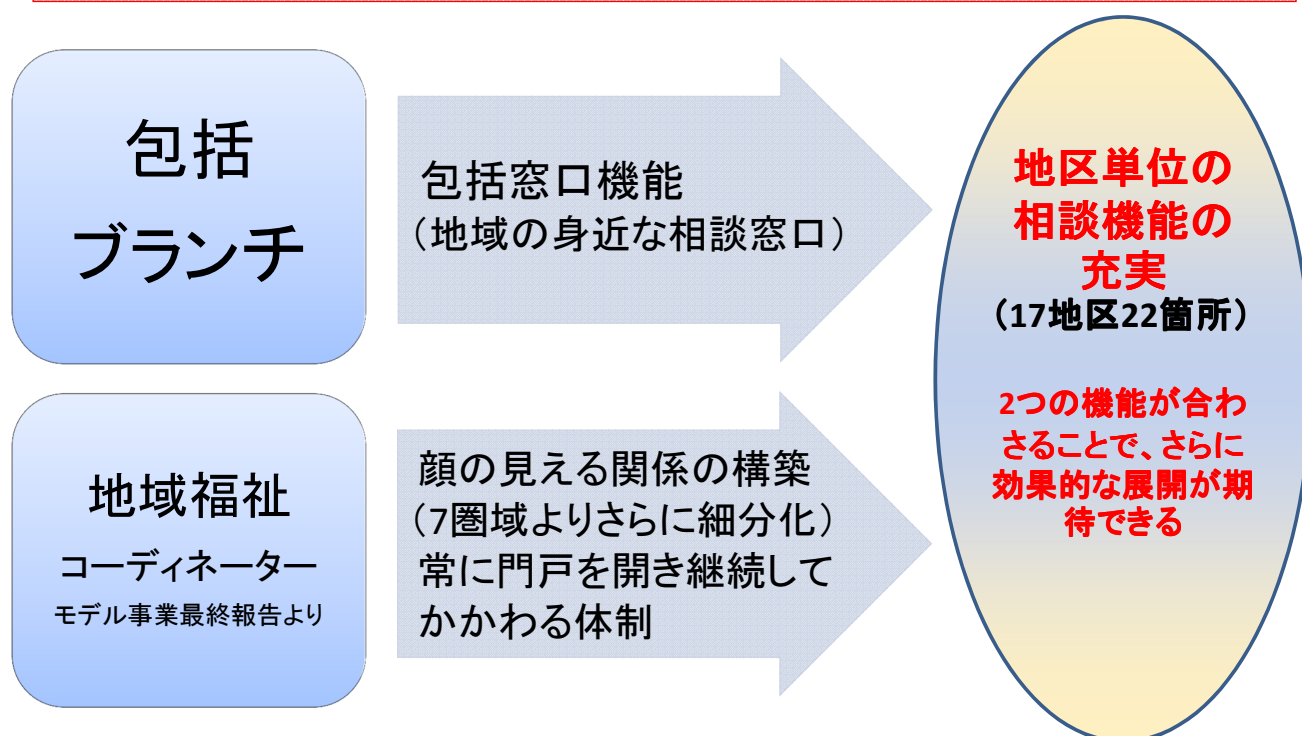
【事業内容】 地域資源の把握、支援、開発、関係者間の情報共有
地域ケア会議、交流活動の場、啓発活動

【機能】 高齢者と地域資源をマッチングするためのコーディネート機能
地域の地域福祉活動拠点等後方支援



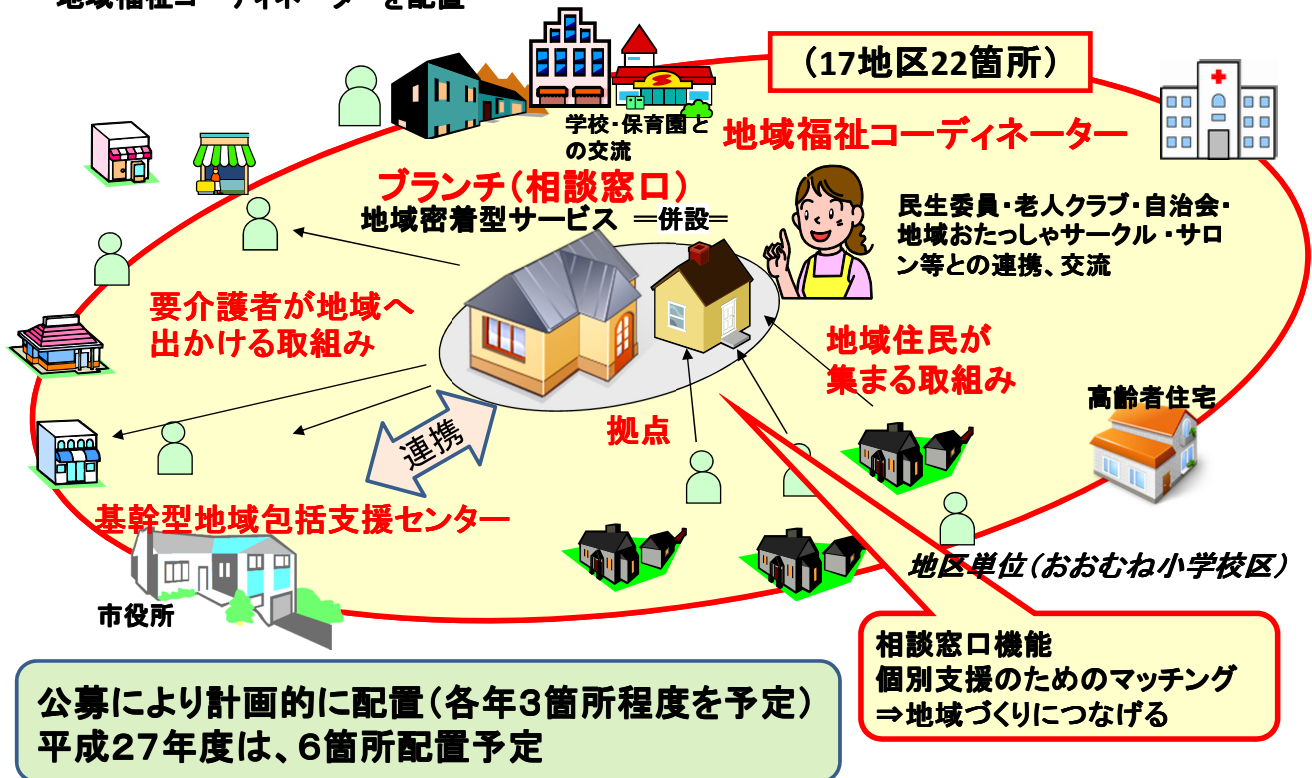
3. ブランチと地域福祉コーディネーターの相乗効果

地域包括支援センターの窓口(ブランチ)に合わせて地域福祉コーディネーターを配置することで必要時提供してほしい機能が充実

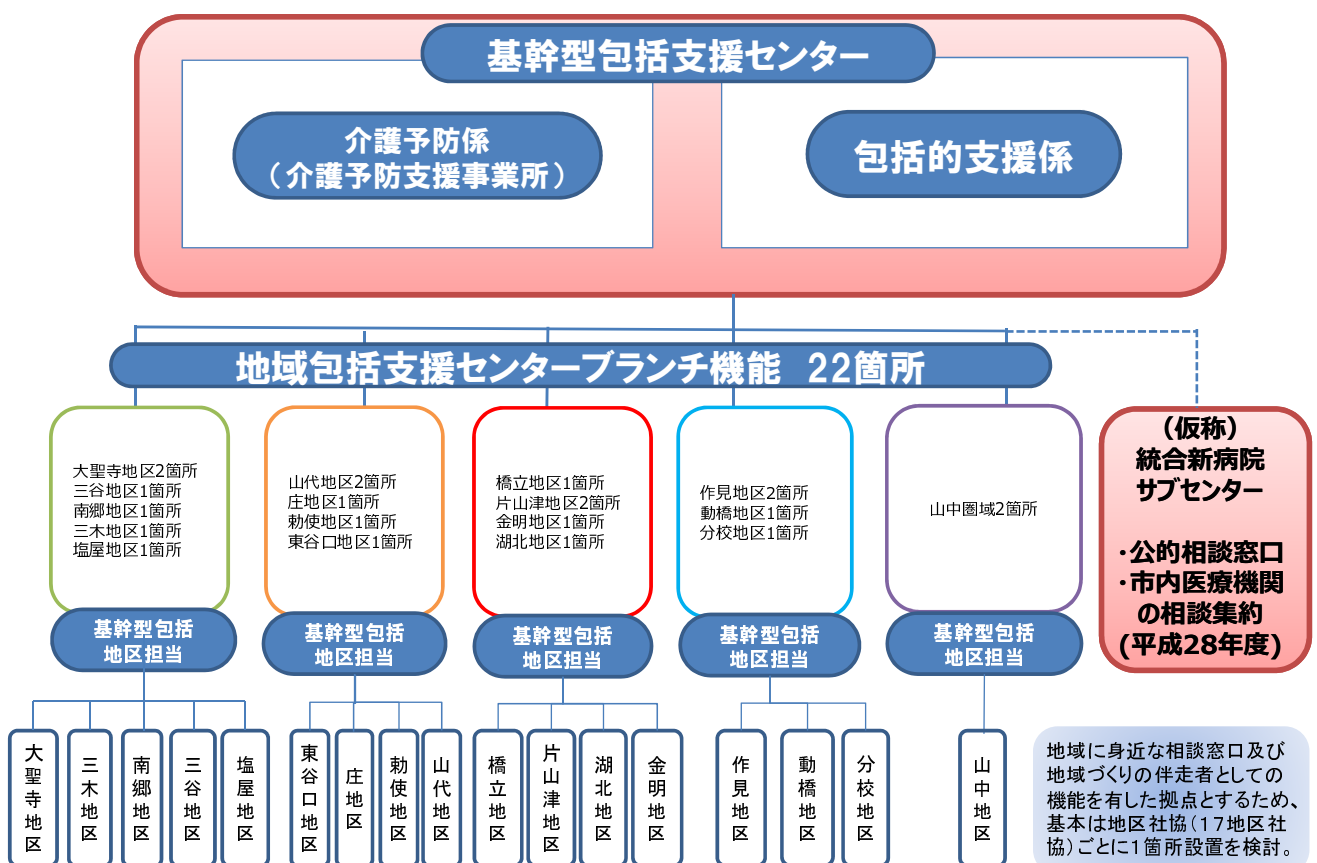


4. 包括相談窓口・地域福祉コーディネーター設置の事業イメージ

地域包括支援センターの相談窓口(包括ランチ)を地域密着型サービス事業所等に設置し、地域福祉コーディネーターを配置



平成27年度以降の地域包括支援センターの設置(案)



平成27年度加賀市地域包括支援センターブランチ及び地域福祉コーディネーター設置公募スケジュール(予定)

年 度	設置数	地区	備考
平成27年度	6	橋立、動橋、片山津 大聖寺、山代、 山中(山中温泉、西谷、 東谷)	●平成27年度の橋立、動橋、片山津地区は、平成26年度モデル実施したが公募対象とする。 ●設置数の上限 1法人2事業所設置までとする。 1法人1地区1事業所設置までとする。
平成28年度	5	大聖寺、山代、南郷 作見2	
平成29年度	5	片山津、金明、 庄、分校、山中(河南)	
平成30年度 以降	残り6箇所第7期中に設置を予定		

公募要項から抜粋

応募資格

応募受付日において、加賀市内に地域密着型サービス事業所を運営する法人、又は高齢者に資する市委託事業の実績がある社会福祉法人のいずれかの法人であって、業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人であること。

包括ブランチ及び地域福祉コーディネーター設置事業所の主たる要件

- ① 地域密着型サービス事業所であること。(介護保険サービス運営法人の場合)
- ② 街中にあり、住民が立ち寄りやすい立地であること。
- ③ 建物・設備がバリアフリーであること。
- ④ 拠点に交流スペースを持っていること。
- ⑤ 24時間365日の対応が可能で、365日の窓口を開設できること。
- ⑥ 通う、泊まる、自宅に訪問することが可能であること。
- ⑦ 本業務を受託した場合は、軒下マップ作成の推進を図るため、自事業所利用者の軒下マップを作成することに努めること。
- ⑧ 市が実施する研修会に職員が参加していること。
- ⑨ 介護なんでも110番、キャラバンメイト等、市が推進する取り組みを行っていること。
- ⑩ 活動報告を行う場(協議体)を設置し、活動の報告をし、評価を得ること。なお、運営推進会議を設置している場合は構成メンバーの了解を得たうえで、協議体としてみなすことができる。
- ⑪ 当月の実績報告を翌月の指定日までに市に報告できること。
- ⑫ その他、市が行う事業や取り組みに賛同・協力できること。

人員体制

(1) ①及び②または③の要件を満たす原則常勤職員を拠点に1名配置し、その職員を、業務を主として行う者(以下「管理責任者」という。)とする。

- ① 介護支援専門員または介護福祉士
- ② 在宅高齢者介護業務または高齢者の保健・福祉に関する相談業務に5年以上従事した経験を有する者
- ③ 社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員のいずれかの資格を有する者

(2) 管理責任者が、併設する地域密着型サービス事業所の職員と兼務する場合は、市が定める地域密着型サービス事業所の人員配置基準を満たした上で、さらに、常勤換算で0.5人分の加配を行うこと。

業務対応時間

拠点開設日及び時間 24時間365日対応可能であること。

緊急時等の対応が困難な事態が発生した場合は、運営本体施設等との連携による対応としても差し支えないこととする。

平成27年度加賀市地域包括支援センターランチ及び地域福祉コーディネーター 業務委託法人選定会

設置	地域包括支援センターランチ及び地域福祉コーディネーター業務の受託候補者の選定を公正かつ適正に実施するため、選定会を設置。市長が定める基準に基づき申請書類を審査し、候補者を選定する。
組織	選定会は委員7名以内で組織する。 ・保健、医療及び福祉に関し知識経験を有する者 ・地域福祉活動に関し知識経験を有する者 ・行政職員 ・その他市長が適当と認める者
選定基準	○法人に関すること：応募動機、運営方針 ○包括ランチ・地域福祉コーディネーター業務の考えや体制に関すること 公正・中立性の確保、地域包括ケアに向けた取り組み、職員配置計画、人材育成体制、個人情報保護、管理、苦情対応、立地または施設条件、業務環境・緊急時体制、職員欠員の対応、地域連携状況 ○地域包括支援センター機能・業務の理解と実践状況 「介護予防」「総合相談」「権利擁護」「ネットワーク構築」等について ※19項目による選定項目より確認する。

<開催日> 平成27年6月1日 13時30分～17時
加賀市役所 別館302・303会議室

<応募地区> 片山津地区 2法人

<選定結果>

	A法人	B法人
合計点	503	597
平均点	71.9	85.3

<講評>

A法人

- ・職員配置(計画)がしっかりしている。
- ・地域との交流や取り組みがあり、今後社会資源の掘り起こしに期待したい。
- ・個別支援を通じた地域連携やネットワーク構築については経験がないため今後の取り組みとして期待したい。

B法人

- ・B事業所は地域福祉コーディネーターモデル事業所で実績があり、「地域包括ケアの取り組み」「総合相談支援」「ネットワーク構築」の3項目でより評価が高かった。
- ・地域包括ケアに向けた取り組みの考えが具体的であった。
- ・地域連携(個別)の取り組みの実績があった。



選定法人 社会福祉法人 萌和会

<今後のスケジュール予定>

内 容	日 程
第1次応募書類の受付	3月24日(火)～4月24日(金)
選定会(書面審査) 片山津地区	6月1日(月)
選定会内示	選定会実施後10日程度
高齢者分科会報告 (地域包括支援センター運営協議会)	6月25日(木)
受託候補者の決定	6月25日(木)
第2次応募書類の受付 (橋立、動橋、大聖寺、山代、山中地区)	6月17日(水)～7月31日(金)
選定会(書面審査)	8月上旬
選定会内示	8月中
高齢者分科会報告 (地域包括支援センター運営協議会)	8月下旬
受託候補者の決定	8月下旬
連絡会・研修等開始(契約開始)	9月～
本業務開始	10月～